

鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、新規漁業就業者が漁業経営を開始する際、新規就業期間（漁業経営開始後3年を経過するまでの期間をいう。以下同じ。）の経営基盤整備の負担を軽減することにより新規就業者の円滑な確保を図ることを目的として交付するものとする。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第2欄に掲げる者に対し、同表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う漁業協同組合に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満を切り捨て）以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満を切り捨て）以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、事業の着手を希望する日の20日前までに行わなければならない。
2 規則第5条の申請書に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 市町村長は、第3条第1項に規定する間接補助金を交付するときは、漁業協同組合に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第 25条及び第26条	補助事業者等	漁業協同組合
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認に準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業の増額、中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 市町村長は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、漁業協同組合に対して指示をし、又は漁業協同組合から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点でき明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第11条 市町村長は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく漁業協同組合に支払わなければならない。

(営漁報告)

第 12 条 間接補助事業を利用し、漁業経営している者は、事業完了後 5 年間（規則第 25 条第 2 項ただし書の規定により知事が別に定める期間が、5 年より短い場合はその期間）、毎年 3 月末日までに様式第 5 号により市町村長に対して営漁報告を行うものとする。

また、報告を受けた市町村長は、報告受理後速やかに、受理した報告書の写しを農林水産部長に提出するものとする。

(間接的な財産の処分の承認)

第 13 条 市町村長は、第 6 条の規定により付した規則第 25 条第 2 項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならぬ。

- 2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 市町村長は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項ただし書の期間を定めるに当たっては、知事が別に定める期間より短い期間を定めてはならない。
- 4 市町村長は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 25 条第 2 項第 4 号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の漁船及び漁労用機器等
 - (2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があると認められるもの

(財産処分による補助金の返還)

第 14 条 知事は、規則第 25 条第 2 項ただし書の規定により知事が別に定める期間内に、漁業協同組合が間接補助事業によって取得した財産の処分を行った場合において、財産の取得から経過した月数（1 ヶ月に満たない日数があるときはこれを切り上げた月数）をもとに定額法で算出した未償却残額に相当する本補助金の額の返還を、市町村長に対し、期限を定めて命ずるものとする。

(収益納付)

第 15 条 市町村長は、規則第 25 条第 2 項ただし書きの規定により知事が別に定める期間内に、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から 10 日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、市町村長は、これに従わなければならない。

(雑則)

第 16 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 10 月 18 日から施行し、平成 12 年度の事業から適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 25 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 7 月 4 日から施行し、平成 26 年度に係る補助事業から適用する。

経過措置

次に掲げる者にあっては、第3条に掲げる補助率については、なお従前の例による。（「2分の1」を「3分の2」に、「3分の2」を「4分の3」に読み替える。）

- 1 平成26年3月31日までに、鳥取県漁業担い手育成事業実施要領（平成12年10月17日付水第343号鳥取県農林水産部長通知）により、当該事業研修対象者として認定された者。
- 2 平成26年3月31日までに、国の新規漁業就業者総合支援事業により、当該事業研修対象者として認定された者。

附 則

この改正は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年3月30日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月23日から施行する。

経過措置

次に掲げる者にあっては、なお従前の例による。

平成30年3月31日までに本補助金を利用し漁業を経営している者。

附 則

この要綱は、平成31年3月12日から施行する。

別表（第3条関係）

1 間接補助事業の内容	<p>新規就業者が新規就業期間に必要な漁船（新船又は5年以上の耐用証明付きの中古船）、漁労用機器、漁具（以下「漁船等」という。）を漁業協同組合が整備し、次の方法及び条件により貸与する。</p> <p>1 貸与の方法 漁業協同組合は、様式第4号による営漁計画の達成に必要な漁船等を整備し、貸与対象者と契約を締結して、当該漁船等を貸与するものとする。</p> <p>2 貸与の条件 貸与の条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与期間は、貸与対象者の営漁計画、支払能力等を勘案し、3年以上15年以内の範囲で設定するものとする。ただし、中古船の場合は、耐用期間内に設定するものとする。</p> <p>(2) 賃貸料は、漁業協同組合の負担額を基礎として設定するものとする。</p> <p>(3) 漁業協同組合は、上記(1)及び(2)の規定により定めた貸与の条件について、これを履行させることができると著しく困難又は不適當であると認められたときは、貸与対象者の営漁計画、支払い能力等を再度勘案し、貸与の条件を変更することができるものとする。ただし、その場合においても、貸与の条件は上記(1)及び(2)の範囲内で設定するものとする。</p>								
2 貸与対象者	<p>次の要件を全て満たす者</p> <p>1 新規に漁業の経営を開始しようとする者。 ただし、沿岸漁業に従事した経験がある場合、1年につき90日以上沿岸漁業に従事した年数が通算して5年以内の者。</p> <p>2 漁業経営開始時点の年齢（以下「漁業開始年齢」という。）が18歳以上65歳未満の者。ただし、貸与対象者が国又は県が行う漁業研修事業を受けたことがあるときは、研修開始時点の年齢（以下「研修開始年齢」という。）が65歳未満の者。</p> <p>3 1年間に90日以上操業する漁業の専業経営を計画し、その年間の営漁計画が健全で、これの達成が確実であると見込まれる者。</p> <p>4 親等の経営基盤の承継を受けない者、若しくは、親族等の経営規模を拡大し、漁業経営を開始する者。</p>								
3 補助対象経費及び上限額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th colspan="2">漁船等の整備に要する経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">補助対象経費 上限額</td> <td>(1) 漁業開始年齢又は研修開始年齢が50歳未満の者</td> <td>30,000千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記以外の者</td> <td>3,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、100千円未満の漁船等については補助対象外とする。 なお、(1)の経費については、新規就業期間に2回まで利用できるものとする。ただし、貸与対象者が2回利用する際の合計金額は上記補助対象経費の上限額以内とする。</p>	補助対象経費	漁船等の整備に要する経費		補助対象経費 上限額	(1) 漁業開始年齢又は研修開始年齢が50歳未満の者	30,000千円	(2) 上記以外の者	3,000千円
補助対象経費	漁船等の整備に要する経費								
補助対象経費 上限額	(1) 漁業開始年齢又は研修開始年齢が50歳未満の者	30,000千円							
	(2) 上記以外の者	3,000千円							
4 間接補助率	2/3								
5 補助率	1/2								

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県漁業経営開始円滑化事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 貸与対象者

氏名	住所	備考

3 事業計画（又は事業実績）

事業区分 (漁船等の規模、能力等)	事業費	事業費の負担方法			
		県	市町村	その他	自己資金
漁船	円	円	円	円	円
機器					
漁具					
合計					

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

5 事業完了予定年月日（完了年月日）

6 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免除事業者」のいずれかに○をしてください。

7 過去に本補助金を利用した実績

利用年度	事業区分 (漁船等の規模、能力等)	事業費	事業費の負担実績金額		
			県	市町村	その他
年度	漁船	円	円	円	円
	機器				
	漁具				
	合計				

8 添付資料（事業計画書の場合のみ）

- (1) 営漁計画（様式第4号）※申請する時点における営漁計画
- (2) 整備する漁船等の仕様書、見積書、カタログ等
- (3) 整備した漁船等の領収書等支払を証明する書類（実績報告時に添付する）
- (4) 市町村の補助金の交付に関する規定又は要綱

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県漁業経営開始円滑化事業収支予算（精算）書

1 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度精算額)	比較 増 減		備考
			増	減	
県費	円	円	円	円	
市町村費					
その他					
合計					

2 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額 (本年度精算額)	比較 増 減		備考
			増	減	
漁業経営開始 円滑化事業	円	円	円	円	
合計					

3 添付書類

- (1) 漁業協同組合からの交付申請書（実績報告書）の写等、間接補助事業の収支予算（精算）額の確認できる書類
- (2) 貸与に関する契約書の写し（実績報告書の場合）

様式第3号（第5条関係）

番 号
年 月 日

市町村長 様

鳥取県知事

年度鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助金の実績額について、鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金交付要綱（平成12年10月18日付水第344号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 財産の処分制限

要綱第13条第3項、第14条及び第15条の知事が別に定める期間は、当該貸与漁船等の貸与期間とする。

6 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号

當漁計画

1 申請者の概要

平成 年 月 日現在

(ふりがな) 氏名			性別		生年月日 (年齢)	年月日 (満歳)
(ふりがな) 現住所	(〒一)			電話番号 (方呼出)		
最終学歴						
職歴						
漁業研修歴						
家族構成	氏名	年齢	漁業研修及び従事経験(期間及び場所)			

2 既存の漁業経営の概要

生産基盤 (現状)	漁業種類: 漁船規模:			
	漁業所得の概要 (過去5年間)	出漁日数 (日)	水揚げ金額 (千円)	漁業経費 (千円)
1年目(年度)				
2年目(年度)				
3年目(年度)				
4年目(年度)				
5年目(年度)				
平均				

(注) 漁業所得の状況を証明するものを添付すること。

3 営漁計画の概要

(1) 事業計画及び資金計画

区分	漁船・漁労用機器等の名称、規模、金額	貸与期間、賃借料及び事業費	資金調達方法
漁 船			
機 関			
機 器			
漁 具			

(注) 資金調達方法の欄には、補助事業、制度資金、自己資金等を具体的に記入すること。

(2) 事業費

事業費	事業費の負担方法				
	県	市町村	その他	自己資金	
円	円	円	円	円	円

(注) 消費税及び地方消費税を除いた金額を記入すること。

(3) 年別営漁計画

事業完了後3年間の資金繰り計画を別紙に記入すること。

(4) 将来の漁業経営の構想

※当事業により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように経営を発展させていくか具体的に記入すること。

別紙

年 別 営 漁 計 画

(単位:千円)

項 目	1年目 (年度)	2年目 (年度)	3年目 (年度)
出漁日数			
漁業収入 (水揚げ金額) (A)			
漁業支出 (B)			
雇用労賃			
漁船費			
漁具費			
油費			
水費			
魚箱費			
諸材料費			
賃借料			
販売手数料			
漁業用自動車費			
保険・共済費			
その他			
減 渔船船体			
価 渔船機関			
償 電気機器冷却装置			
却 渔網			
費 その他			
漁業所得 (A)-(B)			
漁業外収入 (C)			
漁業外支出 (D)			
累計 (A)-(B)+(C)-(D)			

営漁報告書

年　月　日

市町村長　　様

住 所
氏 名 印

漁業経営開始円滑化事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり就業の状況を報告します。

記

就業年月日		年　月		就業地		
家 族 構 成	氏　名	年齢	漁業従事日数		備　考	
現 在 の 経 営 概 要	漁業経営規模及び生産額（　年）					
	漁業種類		生産量	生産額	所　得	
					漁業支出(B)	
					漁業外収入(C)	
					漁業外支出(D)	
					所得合計 (A)-(B)+(C)-(D)	
漁船、漁労用機器等の整備状況（名称、規模、金額、導入時期等がわかるよう記入）						
区　分	漁船		漁労用機器		漁具	
漁業経営開始円滑化事業で整備						
その他						
漁業協同組合長の意見						

様式第6号（第10条関係）

年　月　日

鳥取県知事　○○　○○　様

職氏名　印

年度鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

○○年○○月○○日付第○○号により交付決定通知があった　年度鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金について鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1　鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額（　年　月　日付第　号による額の確定通知額）

金　　円

2　実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）

金　　円

3　消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金　　円

4　要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額

金　　円

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。